これだけは知ってほしい

国民年金は“想定外のリスク”に対応できる「国の保険」です。

65歳になったとき

老齢基礎年金

国民年金保険料を10年以上納付した方が、65歳から受け取る老後のための年金です。

病気やケガで障害が残った時

障害基礎年金

国民年金加入中に、病気やケガが原因で、障害が残ったときのための年金です。
※20歳前に発生した障害も支給対象になります。

一家の大黒柱が亡くなったとき

遺族基礎年金

国民年金に加入中の方が亡くなったときの、遺族のための年金です。
※原則、「18歳未満の子のある配偶者」と「18歳未満の子」が支給対象となります。

メリット

- **生涯にわたって受け取れます。**
- **物価変動などの経済変化に対応しています。**
- **国民年金保険料の納付免除・猶予制度があります。**
  ※所得などの一定条件を満たす必要があります。

年金の疑問にお答えします！

Q１　将来、年金は本当にもらえるの？

A　はい、受け取ることができます。将来にわたって、持続的で安心できる制度とするための年金財政の仕組みが導入されています。

Q２　年金は、年をとってからの保障だけなの？

A　障害や遺族に対する保障もあります。国民年金加入中に病気やケガで障害を負うなど、一定の障害の状態にある間は「障害基礎年金」が、また、万一ご本人が亡くなったときは、残された子や子のある配偶者に「遺族基礎年金」が支払われます。

Q３　保険料を払う余裕がないときでも必ず払わないとだめなの？

A　20歳以上60歳未満の方※は納付する必要があります。ただし、経済的に納付が困難な方は、納付免除、納付猶予、学生納付特例制度等があります。

※　厚生年金保険等に加入されている方、その方に扶養されている配偶者の方は、国民年金保険料を支払う必要はありません。

詳しくは、お近くの年金事務所、市(区)役所または町村役場まで、お問い合わせください。

日本年金機構　検索

（https://www.nenkin.go.jp/）

日本年金機構
Japan Pension Service

2503 1016 003